

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

○都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部政課）…一

○行政書士法による行政処分……………（総務局行政部振興企画課）…五

### 公 告

○特定非営利活動法人の認定……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…五

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…六

## 規 則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年八月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

### ●東京都規則第三百十号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表事業所数の項数値の算定の基礎の欄1中「並びに」の下に「経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）の規定による調査の結果による最近の当該特別区の区域内の」を加え、同項数値の算定の方法の欄中「並びに飲食店及び持ち帰り・配達飲食サービス事業所の数並びに従業者二百人未満の製造業事業所」を「及び従業者二百人未満の製造業事業所の数並びに経済センサス活動調査規則の規定により調査した平成二十四年二月一日現在における当該特別区の区域内の飲食店及び持ち帰り・配達飲食サービス事業所」に改め、同表小学校費に係る学校数の項数値の算定の基礎の欄中「の数」の下に「。ただし、在学児童を有しない学校の数を除く。」を加え、同項数値の算定の方法の欄中「の数」の下に「から、在学児童を有しない学校の数を除く。」を加え、同項数値の算定の方法の欄中「の数」の下に「。ただし、在学生徒を有しない学校の数を除く。」を加え、同項数値の算定の方法の欄中「の数」の下に「から、在学生徒を有しない学校の数を除く。」を加え、同項数値の算定の方法の欄中「の数」の下に「。ただし、在園児童を有しない幼稚園の数を除く。」を加え、同項数値の算定の方法の欄中「の数」の下に「から、在園児童を有しない幼稚園の数を除く。」を加え、同表年度支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「平成二十一年度特別区都市計画交付金交付要綱（平成二十一年十月八日二十一総行区第二百五十九号総務局長決定）」を削り、「及び平成二十四年度特別区都市計画交付金交付要綱」を、「平成二十四年度特別区都市計画交付金交付要綱（平成二十五年六月十四日二十五総行区第六十号総務局長決定）」により「に改める。

第七条の表一の部1の款(1)の項中「〇・九四九」を「〇・九四七」に、「〇・九六四」を「〇・九六〇」に、「一・〇五一」を「一・〇四七」に、「七・四六七」を「六・九二〇」に改め、同表二の部1の款(1)の項中「一・三七七」を「一・三八六」に、「一・一八八」を「一・一八六」に、「〇・八四八」を「〇・八五〇」に、「六五・二四六」を「六五・二八六」に、「三五・八五五」を「三五・八八六」に改める。

第十八条を次のように改める。

（地方消費税交付金の算定方法）

第十八条 条例第十二条第二項に規定する基準財政収入額のうち、地方消費税交付金に

係る額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{(17B + 5D)}{(17C + 5E)} \times 0.85$$

算式の符号

A 当該年度の各特別区への交付見込額の合計額として知事が算定した額

B 当該特別区の人口により算定した率

C 別表第四に掲げる地方消費税交付金に係る率（特別区の人口の合計により算定した率）

D 当該特別区の従業者数により算定した率

E 別表第四に掲げる地方消費税交付金に係る率（特別区の従業者数の合計により算定した率）

附則第二項中「0.9970588」を「1.0445141」と改め、附則に次の一項を加える。

4 平成十九年一部改正条例附則第七項に規定する東京都規則で定めるところにより算定した額は、次に定めるところにより算定した額とする。

算式

$$A \times \frac{B}{C}$$

算式の符号

A 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の15第2項の規定により各特別区に対して交付すべき額の見込額に100分の15を乗じて得た額に相当する額の合計額として知事が算定した額

B 当該特別区の人口により算定した率

C 別表第四に掲げる地方消費税交付金特例加算額に係る率

別表第一経常的経費の部議会総務費の項中「0.541」を「0.535」とし、「0.459」を「0.465」と改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「0.893」を「0.930」とし、「0.107」を「0.070」と改め、同款老人福祉費の項中「0.946」を「0.951」とし、「0.054」を「0.049」と改め、同款生活保護費の項中「0.912」を「0.910」とし、「0.088」を「0.090」と改め、同部衛生費の項中「0.770」を「0.799」とし、「0.230」を「0.201」と改め、同部

清掃費の款収集作業費の項中「0.845」を「0.832」とし、「0.155」を「0.168」と改め、同部経済労働費の款生活経済費の項中「0.225」を「0.269」とし、「0.775」を「0.731」と改め、同款産業経済費の項中「0.783」を「0.803」とし、「0.217」を「0.197」と改め、同部土木費の款建築公害費の項中「0.624」を「0.622」とし、「0.376」を「0.378」と改め、同款都市整備費の項中「0.772」を「0.784」とし、「0.228」を「0.216」と改め、同款道路橋りょう費の項中「0.310」を「0.305」とし、「0.690」を「0.695」と改め、同款公園費の項中「0.640」を「0.643」とし、「0.360」を「0.357」と改め、同部教育費の項中「0.719」を「0.691」とし、「0.281」を「0.309」と改め、同表投資的経費の部清掃費の項中「0.564」を「0.559」とし、「0.436」を「0.441」と改め、

別表第一経常的経費の部議会総務費の項中「0.976」を「0.975」と改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「0.855」を「0.862」とし、「5.231」を「5.615」とし、「0.976」を「0.980」と改め、同款老人福祉費の項中「0.870」を「0.876」とし、「0.100」を「0.094」とし、「20.411」を「20.184」とし、「0.954」を「0.955」と改め、同款生活保護費の項中「1.309」を「1.315」とし、「0.919」を「0.924」とし、「0.297」を「0.311」とし、「8.556」を「8.416」とし、「0.429」を「0.425」とし、「0.639」を「0.631」とし、「0.133」を「0.135」とし、「0.088」を「0.090」と改め、同款児童福祉費の項中「0.598」を「0.608」とし、「0.381」を「0.371」とし、「0.138」を「0.132」とし、「0.893」を「0.896」とし、「3.004」を「2.865」とし、「0.871」を「0.877」とし、「0.708」を「0.683」とし、「0.979」を「0.980」とし、「0.963」を「0.958」とし、「0.673」を「0.674」とし、「17.281」を「17.098」とし、「0.827」を「0.829」とし、「0.886」を「0.888」とし、「0.699」を「0.698」と改め、同部衛生費の項中「1.263」を「1.111」とし、「0.935」を「0.943」と改め、同部土木費の款建築公害費の項中

人口	補正Iの算式
	$\frac{B}{A} \times 5.277 + 0.975$
	( $\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

を

<p>補正 I の算式の符号</p> <p>A 当該年度の前前年度の 1 月 1 日現在における住民基本台帳人口及び外国人登録人口を合算した数</p>	<p>「16.85」や「18.00」は「0.899」や「0.910」に及び「及び外国人登録人口を合算した数」を「回表投資的経費の部十木費の項中「8.665」や「10.100」は「34」や「36」は「29」や「31」は「190」や「187」に及び。</p> <p>別表第三経常的経費の部議会総務費の項中「1.007」や「1.008」は「1.011」や「1.012」は「1.014」や「1.016」は「1.018」や「1.020」は「1.021」や「1.024」は「1.025」や「1.028」は「1.028」や「1.032」は「26.911」や「24.052」は「0.169」や「0.153」は「618,429,111」や「602,502,542」は「25,960」や「25,731」は「385,456,643」や「375,757,396」は「472,821,319」や「460,786,825」は「516,503,657」や「503,301,540」は「720,354,566」や「701,703,543」に及び「国民生費の款社会福祉費の項中「3,861,971」や「3,907,312」は「10,309」や「10,849」に及び「回款老人福祉費の項中「63,206」や「63,531」に及び「回款児童福祉費の項中「14,894,132」や「14,947,368」は「11,37,460」や「11,53,873」は「12,405,140」や「12,406,590」は「6,958,790」や「6,960,240」は「2,808,630」や「2,818,080」は「5,296,240」や「5,325,040」は「6,048,050」や「6,077,550」は「361,186」や「361,650」に及び「回款国民健康保険事業助成費の項中「2,4435」や「2,7112」は「1,4435」や「1,7112」は「0.0898」や「0.0888」は「0.9332」や「0.9343」は「28,405」や「28,536」は「0.1797」や「0.2037」は「0.9323」や「0.9256」に及び「回款後頭頸痛者医療制度事業助成費の項中「0.0725」や「0.0786」は「0.9621」や「0.9544」は「0.0583」や「0.0634」は「0.9975」や「0.9972」に及び「回款衛生費の項中「31,878」や「32,559」は「21,935,960」や「22,054,450」は「7,089」や「8,121」は「Aに0.0042を乗じて得た数(表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)」や「当該年度の前前年度の 3 月 31 日現在において、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第4条第3項の規定に基づき認定を受けた当該特別区の被認定患者数」に及び「回款清掃費の款収集作業費の項中「4.695」や「4.690」に及び「及びし尿中継施設のし尿(汚泥を含む。)搬出量(単位は、「キログラム」とする。)」に及び「不燃ごみ及びし尿」や「不燃ごみ」に及び「回款収集車両費の項中「1.418」や「1.452」に及び「回款処理処分費の項中「3.118」や「3.251」に及び「回款経済労働費の款生活経済費の項中「48,501,490」や</p>
<p>人口</p> <p>補正 I の算式</p> $\frac{B}{A} \times 5.319 + 0.975$ <p>(<math>\frac{B}{A}</math>及び<math>\frac{B}{A} \times 5.319</math>に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>A 当該年度の前前年度の 1 月 1 日現在における住民基本台帳人口</p>	<p>「補正 II の算式</p> $\frac{B}{A} \times 0.201 + 0.838$ <p>(<math>\frac{B}{A}</math>に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>や</p>
<p>補正 II の算式</p> $\frac{B}{A} \times 0.188 + 0.850$ <p>(<math>\frac{B}{A}</math>及び<math>\frac{B}{A} \times 0.188</math>に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p>	<p>に</p>
<p>回款児童福祉費の項中「1.410」や「1.312」は「0.713」や「0.733」に及び「<math>\frac{B}{A}</math>に」や「<math>\frac{B}{A}</math>及び<math>\frac{B}{A} \times 1.312</math>に」に及び「回款教育費の款小学校費の項中「1.626」や「1.605」は「0.700」や「0.704」に及び「回款中学校費の項中「2.589」や「2.597」は「0.529」や「0.527」に及び「回款その他の教育費の項中「4.29」や「5.22」は</p>	<p>に</p>

<p>「50,738,170」を「343」や「288」に改め、同款産業経済費の項中「24,064,152」や「24,380,158」を「64,492」や「55,782」を「70,712」や「71,378」に改め、同款土木費の建設費公費の項中「1,714」や「1,801」を「2,632」や「2,621」を「空港対策事業費のうち、当該事業に係る国庫補助額等特定財源を控除した額」や「当該年度における空港対策に係る経費として知事が算定した額」に改め、同款道路橋の修繕費の項中「7,627,910」や「7,826,480」を「9,494,190」や「9,761,890」を「11,340,480」や「11,723,340」を「137」や「150」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0,0742」や「0,0728」を「0,1917」や「0,1896」を「0,2244」や「0,2255」を「0,5097」や「0,5121」を「B 当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校」や「B 当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校（ただし、在学児童を有しない学校を除く。以下この項において同じ。）」を「105,092,302」や「105,867,528」を「141,040,632」や「141,948,948」を「85,578,883」や「87,476,677」を「区立特別支援学校数」や「区立特別支援学校数（ただし、在学児童及び生徒を有しない学校の数を除く。）」に改め、同款中学校費の項中「0,0221」や「0,0216」を「0,1281」や「0,1260」を「0,2445」や「0,2447」を「0,6053」や「0,6077」を「B 当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立の中学校及び中等教育学校の前期課程」や「B 当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立の中学校及び中等教育学校の前期課程（ただし、在学生徒を有しない学校を除く。以下この項において同じ。）」に改め、同款の他の教育費の項中「0,854」や「0,792」を「0,146」や「0,208」を「1,173」や「1,153」を「1,346」や「1,306」を「1,519」や「1,459」を「1,692」や「1,612」を「1,865」や「1,765」を「2,038」や「1,918」に改め、同部の他の諸費の項中「8,696」を「8,622」に改め、同表投資的経費の部議会総務費の項中「1,034」を「1,046」を「1,015」を「1,020」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「1,034」を「1,046」を「1,015」を「1,020」に改め、同款老人福祉費の項中「1,031」を「1,043」を「1,013」を「1,018」を「3,437」を「4,976」に改め、同款児童福祉費の項中「1,055」を「1,045」を「1,023」や「1,019」に改め、同部衛生費の項中「1,034」を「1,046」を「1,015」を「1,020」を「261」を「388」に改め、同部清掃費の項中「151」を</p>	<p>「223」を「不燃ごみ及びし尿に係る」や「不燃ごみの」に改め、同部経済労働費の項中「1,034」や「1,046」を「1,015」や「1,020」に改め、同款土木費の款都市整備費の項中「302」や「304」を「及び高齢者向け優良賃貸住宅供給事業」や「、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業及び不燃化推進特定整備事業」に改め、同款道路橋の修繕費の項中「190」や「187」に改め、同款公園費の項中「0,885」や「0,844」を「0,115」や「0,156」に改め、「及び外国人登録人口を合算した数」や「同部教育費の款小学校費の項中「0,2105」や「0,2866」を「0,7895」や「0,7134」を「217,800」や「218,600」を「39,822,000」や「39,977,000」を「82,218,000」や「82,537,000」を「15,100」や「15,200」を「25,100」や「25,200」を「898,000」や「901,000」を「301,198,500」や「302,292,000」を「65,025,000」や「65,275,000」を「81,25,000」や「81,50,000」を「54,065,000」や「54,290,000」を「11,293,000」や「11,336,000」を「55,018,829」や「80,568,132」を「24,190,900」や「37,962,400」を「区立特別支援学校」や「区立特別支援学校（ただし、在学児童及び生徒を有しない学校の数を除く。）」に改め、「76,350,000」や「76,647,000」を「38,009,000」や「38,157,000」を「155,929,100」や「156,495,200」を「238,500」や「239,400」を「52,020,000」や「52,220,000」を「6,500,000」や「6,520,000」を「50,688,000」や「50,891,000」を「17,246,000」や「17,313,000」に改め、同款中学校費の項中「0,2077」や「0,2885」を「0,7923」や「0,7115」を「217,800」や「218,600」を「50,921,000」や「51,119,000」を「76,350,000」や「76,647,000」を「15,100」や「15,200」を「25,100」や「25,200」を「898,000」や「901,000」を「282,110,200」や「283,134,400」を「78,030,000」や「78,330,000」を「9,750,000」や「9,780,000」を「50,688,000」や「50,891,000」を「17,246,000」や「17,313,000」を「61,275,294」や「87,942,172」を「247,900」や「248,800」を「104,560,000」や「104,960,000」を「760,000」や「800,000」に改め、同款の他の教育費の項中「0,444」を「0,616」を「0,556」を「0,384」を「186」を「373」を「98,782,130」や「198,323,149」を「107」を「215」を「28」を「113」を「370」を「896」を「124,868,960」や「302,670,469」に改め、別表第四中「1,038,943,162」を「1,045,660,232」を「0,992,6004」や「1,006,1315」を</p>
--	--

「1.04305731」を「0.92780025」に、「0.8452775」を「0.981829」に、「1.07817054」を「1.85967994」に、「0.8930968」を「2.050025」に

地方消費税交付金に係る率	0.954855567	を
--------------	-------------	---

地方消費税交付金に係る率	特別区の人口の合計により算定した率	67.979417
	特別区の従業者数の合計により算定した率	82.997331

に、「0.99307」を「1.1085」に

「0.9311614」を「0.549098」に、「0.96197428」を「0.9719048」に、「0.9095576」を「0.9100442」に、「0.877989」を「0.994209」に、「0.944496」を「1.0467892」に改め、同表交通安全対策特別交付金に係る率の項の次に次のように加える。

地方消費税交付金特例加算額に係る率	67.979417
-------------------	-----------

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十六年の都と特別区及び特別区相互間の財政調整から適用する。（経過措置）

2 平成二十六年年度に限り、新規則第十八条の規定の適用については、同条中「(17B+5D) とあるのは、(7C+5E)」とす。

3 平成二十七年年度に限り、新規則第十八条の規定の適用については、同条中「(17B+5D) とあるのは、(12B+5D) (17C+5E)」とす。

4 平成二十八年度に限り、新規則第十八条の規定の適用については、同条中「(17B+5D) とあるのは、(16B+5D) (17C+5E)」とす。

告示

●東京都告示第千二百二十一号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。）第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年八月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

(一) 氏名

本多 庸二

(二) 事務所の所在地

国分寺市本町二丁目二十二番二一〇二号第一鴨下ビル

(三) 所属

東京都行政書士会

(四) 登録番号

第八〇〇八一七六七号

二 処分年月日 平成二十六年八月七日

三 処分の内容 二月間の業務の停止（平成二十六年八月八日から同年十月七日まで）

四 適用条文 法第一条の二第二項及び法第一条の三ただし書

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定に

より、次のとおり公告する。

平成二十六年八月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人まほろば教育事業団

二 代表者の氏名

畠山 圭一

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神山町二十四ー十一 ガーデニア神山二

〇二

四 その他の事務所の所在地

静岡県富士宮市内野字上野千六百二十八ー三

五 認定の有効期間

平成二十六年八月七日から平成三十一年八月六日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年八月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

西東京市柳沢六丁目四百九十  
番三の一部  
埼玉県さいたま市浦和区高  
砂二丁目二番三号

株式会社松家不動産  
代表取締役 宗像 博

三鷹市中原二丁目二十六番四  
武蔵野市境二丁目二番二号

十七及び同番八十二から同番  
八十五まで  
株式会社飯田産業  
代表取締役 兼井 雅史

小平市回田町三百二十二番二、  
同番二地先、同番四、三百四  
十番四、同番六、同番九、三  
百五十四番一、同番二、同番  
二地先並びに三百七十七番一  
及び三百七十八番三の各一部  
並びに同番十四  
川島 治光

府中市小柳町三丁目二十八番  
一及び同番二  
府中市府中町一丁目五番地  
の七  
株式会社大内商事  
代表取締役 大内 勝美

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円

三〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002